

市民が主体 自主自立の まちづくり

まちづくり基本条例の考え方

目指すまちの姿
将来にわたって誰もが安心して生活できる、活力とたくましさを備えたまち

基本理念
市民、議会、市長等の3者がそれぞれの役割を果たし、自立した地域社会に

基本原則
基本理念の実現に必要な、「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」

4月1日施行 岩見沢市まちづくり基本条例

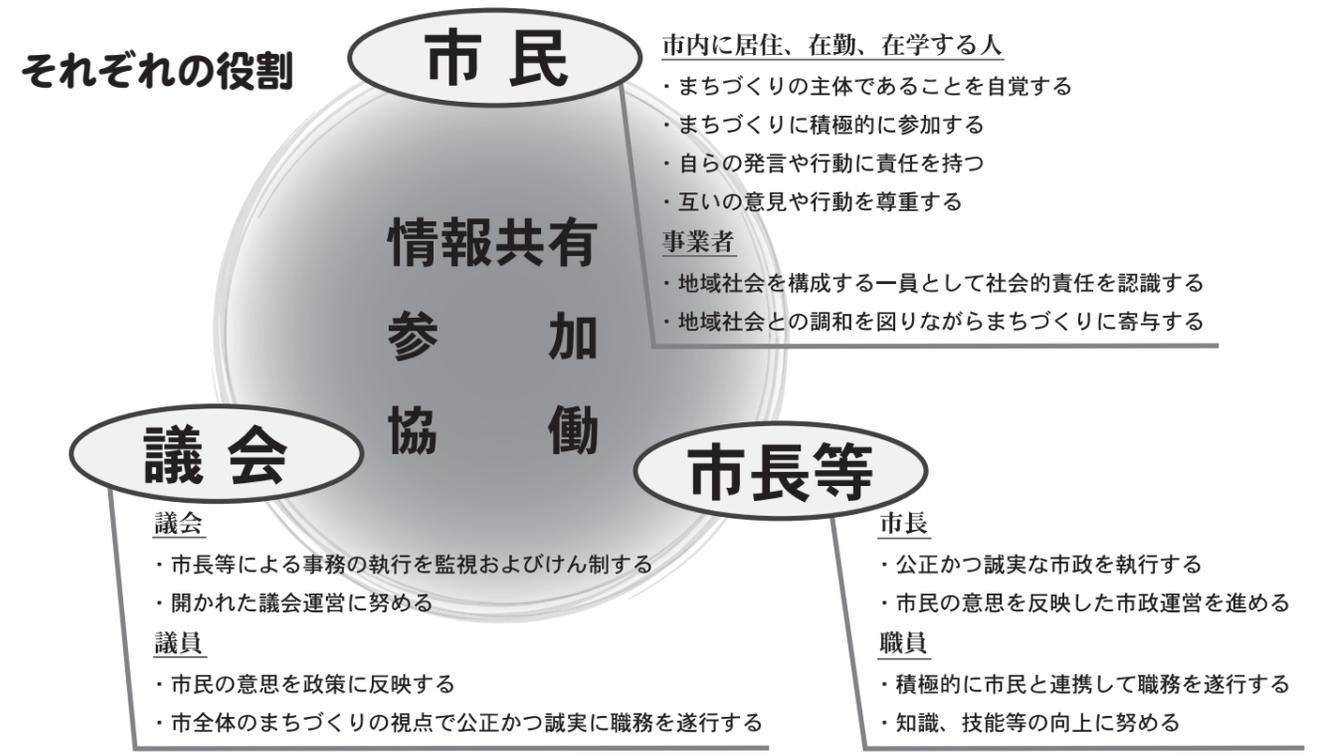
昨年12月の市議会第4回定例会で議決され、4月1日に施行となる「岩見沢市まちづくり基本条例」。この条例は、みんなで創るまちづくり基本条例市民会議を設置し、45回に渡る検討、協議などを経て制定したものです。
ここでは、まちづくりを進めていく上で、基本となる考え方やまちづくりの担い手となる市民・議会・市長等の役割などを定めています。
今月号では、この条例の概要をお知らせします。

まちづくり基本条例って？

地方分権時代にふさわしいまちづくりと、社会環境の変化に対応した地域社会の実現を図ることを目的として、市民・議会・市長等がそれぞれの役割と責務を果たしながら、協力してまちづくりを進めていくための仕組みや基本ルールを定めた条例です。

なぜこの条例が必要なの？

地方分権の進展により、自分たちのまちは、自分たちの責任で決定し、進めていくという「自己決定・自己責任」に基づく自治体運営が求められています。
また、少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化や厳しい財政状況など、社会環境の変化による多くの地域課題を解決していくためには、



これまでの経過（中間報告以降）
平成26年5月 議員との意見交換会
平成26年5月～6月 市民との意見交換会
平成26年6月～7月 パブリックコメント（市民意見募集）
平成26年10月 市長へ最終報告書を提出
平成26年12月 市議会第4回定例会で議決

今後の予定
条例の施行（4月1日から）

まちづくりのスタートラインに
最終報告書をまとめる際、これからのまちづくりには、市民自らが積極的に参加していただかなければいけないと、委員の共通の思いを確認しながらまとめました。
この条例が、これからの未来を担う子どもたちに引き継いでいける、そんなまちづくりにつながってほしい、という思いです。
今後、実践されて、まちづくりが変わっていく、岩見沢がよりよくなる、まちづくりがよりよくなる、岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例
市民会議会長 深田倫男さん



この条例で何が変わるの？

岩見沢市まちづくり基本条例ができたからといって、私たちの暮らしが急に変わるわけではありません。
これから、この条例で定められたことを市民・議会・市長等が継続して実践していくことで、まちづくりが進んでいきます。

この条例は、多くの市民の皆さんの意見を伺いながら時間をかけて皆さんとつくりあげたものです。市はこれからも、市民の皆さんや議会と協働しながら、まちづくりを進めていきます。
なお、これまでの経過や詳しい内容は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問合せ先 市民連携室